

## 大野町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の種類)

第2条 戸別受信機の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 標準型戸別受信機 音声で防災情報を出力する機器（アンテナ、ポール等の受信に係る付属品を含む。）
- (2) 文字表示機能付き戸別受信機 音声及び文字表示で防災情報を出力する機器（アンテナ、ポール等の受信に係る付属品を含む。）

(標準型戸別受信機の貸与対象者)

第3条 標準型戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、次条の規定により文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受け除く。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 町内に存する学校、病院、福祉施設、避難所等として指定している施設、店舗、事務所その他の事業所（以下「事業所」という。）
- (3) その他町長が特に必要と認める者

2 戸別受信機の貸与台数は、原則1事業所又は1世帯につき1台とする。ただし、町長が特に必要と認めた限り、その台数を増やすことができる。

(文字表示機能付き戸別受信機の貸与対象者)

第4条 文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「文字表示付き貸与対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者であって、聴覚障害を理由として身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯に属する者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

2 文字表示機能付き戸別受信機の貸与台数は、原則1世帯につき1台とする。

(貸与の申請)

第5条 標準型戸別受信機の貸与を受けようとする者は、大野町防災行政無線戸

別受信機借用申請書（様式第1号）を、文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けようとする者で、前条第1項第1号に該当する者は、大野町防災行政無線戸別受信機借用申請書（様式第1号の2）に身体障害者手帳の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（電子計算機による申請）

第6条 前条の規定にかかわらず、電気回線通信で接続した政策財政課の使用に係る電子計算機とその当該申請の相手方の使用に係る電子計算機を使用する方法（以下「電子申請」という。）により、申請を行うことができる。

2 前項の規定による電子申請については、この要綱に規定する方法により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

3 第1項の規定による電子申請については、総務課の使用に係る電子計算機に供えられたファイルへの記録がされたときに、受付されたものとみなす。

（貸与）

第7条 町長は、提出された申請書について必要な審査を行わなければならない。

2 前項の審査により、適当と認めるときは、申請者に戸別受信機を貸与するものとする。

（貸与による負担額）

第8条 前条第2項の規定により戸別受信機の貸与を受ける者（以下「使用者」という。）は、1台あたり1,000円を負担しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は無償とする。

(1) 避難所等として指定している施設

(2) 病院

(3) 福祉施設

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者

(5) 聴覚障害を理由として身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯に属する者

(6) その他町長が特に必要と認める者

（外部機器の設置）

第9条 町は、戸別受信機の貸与に際し、戸別受信機用外部アンテナ（以下「外部アンテナ」という。）設置の希望があった場合において、電波の受信が十分

でないところについては、受信状況を確認の上、外部アンテナを設置するものとする。

(使用者の管理等)

第10条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱い、戸別受信機を使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を町長に届け出なければならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(維持管理の費用)

第11条 戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他戸別受信機の維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用場所等の変更)

第12条 使用者は、事業所の町内における移転又は転居により戸別受信機の設置場所又は第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、大野町防災行政無線戸別受信機申請事項変更届（様式第2号）を町長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、使用者は戸別受信機を町へ一時的に返還しなければならない。

3 前各号において、町長は新たな登録事項が記憶された戸別受信機を使用者へ貸与するものとする。

(戸別受信機の返還)

第13条 使用者は、事業所の廃止又は町外への移転、転出その他の理由により戸別受信機を必要としなくなったとき、又は文字表示付き貸与対象者に該当しなくなったときは、速やかに大野町防災行政無線戸別受信機返還届（様式第3号）を町長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

(貸与に関する記録)

第14条 町長は、戸別受信機を貸与したときは、当該貸与者の氏名、住所その他必要な事項を記録した台帳を備え付け、これを適正に管理しなければならない。

い。戸別受信機の返還、設置場所等の変更が生じたときも同様とする。

(損害の賠償)

第15条 町長は、戸別受信機を故意又は過失によって亡失し、又は毀損させた使用者に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。